〇個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。 (作業責任者等の届出等)
- 第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る 作業責任者及び作業従事者を定め、書面に より発注者に届け出なければならない。
- 2 受注者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に届け出なければならない。
- 3 作業責任者は、本特記事項に定める事項 を適切に実施するよう作業従事者を監督 しなければならない。
- 4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、 本特記事項に定める事項を遵守しなけれ ばならない。

(作業場所の特定等)

- 第4条 受注者は、個人情報を取り扱う場所 (以下「作業場所」という。)を定め、こ の契約による業務の着手前に書面により 発注者に届け出なければならない。
- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、 事前に書面により発注者に届け出なけれ ばならない。
- 3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所 を設置する場合は、作業責任者及び作業従 事者に受注者が発行する身分証明書を常 時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるよ うにしなければならない。

(教育及び研修の実施)

- 第5条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。
- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。 (秘密の保持)
- 第6条 受注者は、この契約による業務を処理する上で、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は契約解除された後も同様とする。
- 2 前項について、受注者は、在職中及び退職後においても同様であることを作業責

任者及び作業従事者に周知しなければならない。

(個人情報の受領)

- 第7条 受注者は、発注者から個人情報を受 領する場合は、発注者が指定した手段、日 時及び場所で行うものとし、発注者に個人 情報の預り証を提出しなければならない。 (再委託)
- 第8条 受注者は、個人情報を自ら取り扱う ものとし、個人情報を取り扱う業務とし、個人情報を取り扱う業務とし、個人情報を取り扱う業務といる会社、 では一部を第三者(委託先の子会社を発生、 で成17年法律第86号)第2条第1 項第3号に規定する子会社をいう。) で表記で以下「再委託」というまで してはならない。ただし、次項の発注 承認を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、やむを得ない理由により、この契約による業務の事委託の名称、の要があるは、日本のの要があるは、日本のの要があるは、日本のののでは、日本ののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本のののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本
- 3 前項の承認を得た場合においては、受注 者は発注者に対して、再委託先の全ての行 為及びその結果について責任を負うもの とする。
- 4 受注者は、第2項の承認を得て再委託する場合は、再委託先との契約においての再委正例人情報の取扱状況についての再委正先生の方法についた生産の方法に本契約に基づくの表別に定め、再委託先に本契約に基づく者を必じるとともに、発注者を必めに対して報告しなければならない。
- 5 前項に規定する場合における個人情報 の取扱いについては、本特記事項の規定を 準用する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外 の労働者の全ての行為及びその結果につ いて責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

- 第10条 受注者は、個人情報を保持している間は、次の各号に定めるところにより、 当該個人情報の管理を行わなければならない。
- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しく は入退室管理が可能な保管室で厳重に個 人情報を保管すること。
- (2) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故(以下「個人情報の漏えい等の事故」という。)を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
- (4) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (5) 個人情報を電磁的記録として保管する場合は、当該個人情報が記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 個人情報を電磁的記録として持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (7) 発注者の指示又は承諾がある場合を 除き、個人情報が記録された資料を複写し、 又は複製しないこと。
- (8) 作業場所の変更等に伴い、個人情報を 移送する場合は、移送時の体制を明確にす ること。
- (9) 作業場所に、私用電子計算組織、私用 外部記録媒体その他の私用物を持ち込ん で、個人情報を取り扱う作業を行わせない こと。
- (10) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。

(収集の制限)

- 第11条 受注者は、この契約による業務を 処理するために個人情報を収集する場合 は、その目的を明確にし、当該業務を処理 するために必要な範囲内で、適法かつ公正 な方法により収集しなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により個人情報を 収集する場合は、本人から直接収集するも のとする。ただし、本人の同意を得た場合 又は発注者の承諾がある場合は、この限り でない。
 - (個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)
- 第12条 受注者は、発注者の指示又は承諾 がある場合を除き、個人情報をこの契約に よる業務の処理以外の目的で利用し、又は 第三者に提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

- 第13条 受注者は、この契約が終了し、又 は契約が解除された場合は、発注者の指定 した方法により、個人情報を返還し、消去 又は廃棄しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際 し発注者から立会いを求められた場合は、 これに応じなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により個人情報 を廃棄する場合は、当該情報が記録された 電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当 該個人情報を判読不可能とするのに必要 な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者 名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面 により発注者に対して報告しなければな らない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受注者は、発注者から、個人情報 の取扱いの状況について報告を求められ た場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時における報告の 手順を定めなければならない。

(監査及び実地検査)

- 第15条 発注者は、個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び可認をするため、受注者及び再委託先に対して、監査又は実地検査(以下「監査等」という。)を行うことができる。
- 2 受注者は、発注者が前項の目的を達する ため、受注者に対して必要な情報を求め、 又は本委託業務の処理に関して必要な指 示を行った場合は、これに応じなければな らない。
- 3 発注者は、監査等の結果、個人情報の不 適切な取扱いがあった場合は、受注者に対 して改善を要請できるものとする。

(事故発生時等の対応)

- 第16条 受注者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又きは以しの発生であることを知ったとき関しの発生に係る帰責の有無にに対して、当該事故の発生に係る帰して、当故に関わる個人情報の内容、件数、事を当まれる個人情報の他必要を重ねな事をといる。発生状況その他必事では対し、発注者の指示に従いない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。
- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が 発生した場合に備え、発注者その他の関係 者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、 復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切 に実施するために、緊急時対応計画を定め なければならない。
- 3 発注者は、個人情報の漏えい等の事故が 発生した場合は、必要に応じて当該個人情報の漏えい等の事故に関する情報を公表 することがある。この場合において、受注 者は、発注者が受注者から報告を受けた内容を公表することに同意するものとする。 (契約解除)
- 第17条 発注者は、受注者が本特記事項に 定める義務を履行しない場合は、この契約 の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除 により損害を受けた場合において、発注者 に対して、その損害の賠償を請求すること はできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者の故意又は過失によるものか否かを問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。